

告 示

埼玉県告示第五百五十号

平成三十一年埼玉県告示第九十四号で公示した公共測量は、令和元年九月二十日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

埼玉県知事 大野 元裕